

鴨川市住民基本台帳の住民票の写し等の交付及び住民異動の届出に関する事務取扱要綱及び鴨川市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第46号

鴨川市住民基本台帳の住民票の写し等の交付及び住民異動の届出に関する事務取扱要綱及び鴨川市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

- (1) 鴨川市住民基本台帳の住民票の写し等の交付及び住民異動の届出に関する事務取扱要綱（平成18年鴨川市告示第142号）第3条
- (2) 鴨川市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱（平成29年鴨川市告示第6号）第2条第2号

附 則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。